

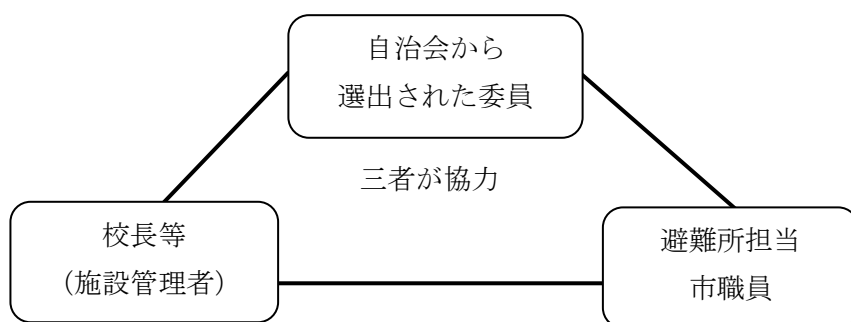
# 由野台中学校避難所運営協議会からのお知らせ

※災害時に避難所（体育館）を開設した際のルールを協議会で作成しました。  
自治会内の皆様もぜひご一読ください。

1. 避難者は自治会毎に区画割りをして配置します。
2. 市外の方が避難してきた場合は美術室や2Fの教室を受入れ場所とします。
3. 現場にいる避難者を優先するため他世帯の場所取りはできません。
4. 出入口は避難者を把握し易くするため一か所です。
5. 出入口付近に避難者の受付を設置します。
6. 避難所の本部は体育館のステージ上に設置します。
7. 物資等の受入れは本部があるステージ上に配置します。
8. 車での乗り入れはできません。（運転者以外を受入れ、運転者は車を置いてきてから受け入れます。）
9. 持参してきたテント等は使用できません。
10. 取材等の対応は避難所で行わず市の災害対策本部が対応します。
11. 断水時トイレの使用は避難所の本部から使用禁止を周知します。トイレ自体は物理的に入れないようにしてあります。
12. 断水時はマンホール付近に仮設トイレを設置します。
13. 被災傷病者は保健室へ案内します。また、必要に応じて救護所のある共和小学校へ移動して頂きます。
14. インフルエンザ等の感染する病気の疑いがある避難者は別室を用意します。
15. 家族と離れて避難して来た場合は受付で把握しておきます。
16. 子どものみで避難して来た場合は避難所の本部で預かります。
17. 喫煙スペースは学校の保有するテントを用い屋外に設けます。
18. ペットと避難して来た場合、ペットは屋根のある屋外に避難して頂きます。
19. 要支援援護者（障害をお持ちの方等）は学校1Fの木工・金工室に案内します。
20. 炊き出しは体育館近くで行います。
21. 乳児がいる場合は、授乳や夜泣き等の対応場所として格技室を使用する。
22. 避難所への出入りは、体育館側の通用門（裏面参照）を使用する。

## ～そもそも避難所運営協議会とは～

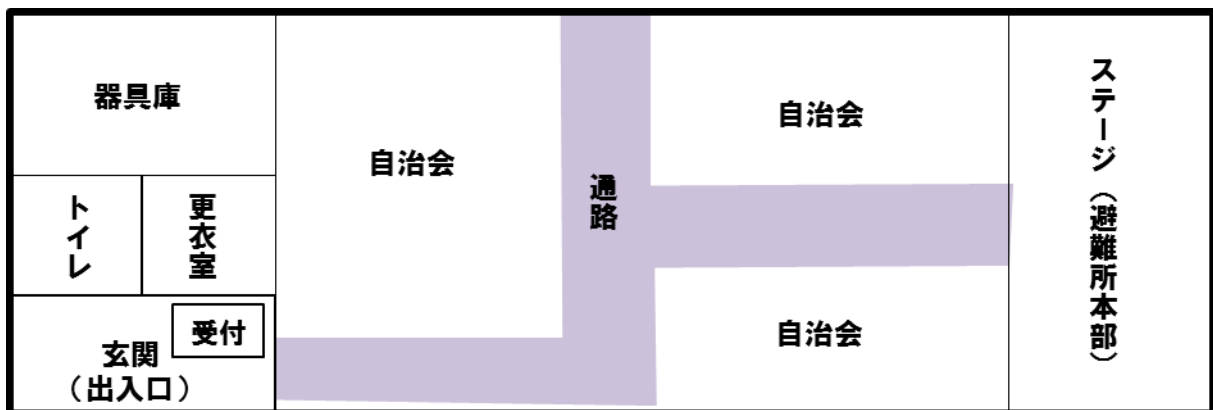
- ・災害等により避難が必要となった住民等が生活する避難所を円滑に運営するために作られる組織です。（ホソダ住宅、由野台2丁目、松が丘自治会で構成）
- ・平常時は避難所運営についての協議や訓練等を行っています。



【由野台中学校避難所までの経路図】



【体育館内の避難所イメージ図】



- ・受付をしてから各自治会の避難場所へ